

## 議案第45号

### 愛西市国民健康保険条例の一部改正について

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険条例（平成１７年愛西市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第７項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。